合計所得金額の計算について(令和7年分)

合計所得金額とは、次の(1)と(2)の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額をいいます。

- ※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(長(短)期譲渡所得については特別控除前の金額)の合計額を加算した金額です。
- (1) 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益通算後の金額)
- (2) 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益通算後の金額)の2分の1の金額

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用 財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小子会社が発行した株式に係 る譲渡損失の繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合は、その適 用前の金額をいいます。

所得の種類や内容等については次のとおりです。

1 給与所得

- (1) 俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与 (パートタイマーやアルバイトとして支払を受けるものを含みます。) は、給与所得となります。
- (2) 給与所得の金額は、給与の収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額となり、具体的には次の表により求めた金額となります。

給与の単	又入金額				円	А
給与の収え	し金額 A	給	与所	行得の金額 (1) である (1) できまる (1) では (1) できまる (1) できま		
1円以上	650,999円以下					0 円
651,000円以上	1,899,999円以下	A-650,000円				円
1,900,000円以上	3,599,999円以下	A÷4(千円未満切捨て) = B ,000円	В	B×2.8-80,000円		円
3,600,000円以上	6,599,999円以下	A ÷ 4(千円未満切捨て) = B ,000円	В	B×3.2-440,000円		円
6,600,000円以上	8,499,999円以下	(A)×90%-1,100,000円				円
8,500,000円以上		(A)-1,950,000円				円

なお、所得金額調整控除*1や特定支出控除*2の適用がある場合は、求めた給与所得の金額からそれらの控除額を控除します。

※1 所得金額調整控除の計算は、以下のとおりです。

次の(1)又は(2)に該当する場合は、それぞれ次の(1)又は(2)の算式により計算した所得金額調整控除の額 ((1)と(2)の両方に該当する場合は、それらの合計額)が、その年分の給与所得の金額から控除されます。

また、所得金額調整控除の額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

- (1) 本年中の給与の収入金額(2か所以上から給与の支払を受けている場合はその総額)が850万円を超え以下のイ~ハのいずれかに該当する場合
 - イ あなた自身が特別障害者
 - ロ 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者
 - ハ 扶養親族が年齢 23 歳未満
 - [算式] (給与の収入金額 ^(*) 850 万円) × 10% ※1,000 万円を超える場合は、1,000 万円
- (2) 本年中の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、それらの合計額が10万円を超える場合
 - 〔算式〕 給与所得控除後の給与等の金額 $^{(*)}$ + 公的年金等に係る雑所得の金額 $^{(*)}$ 10万円 ** 10万円を超える場合は、10万円
- 2 特定支出控除の計算については、国税庁ホームページのタックスアンサー (よくある税の質問) No.1415 「給与所得者の特定支出控除」をご参照ください。(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1415.htm)

2 事業所得

- (1) 農業、漁業、製造業、卸売業、小売業やサービス業のほか対価を得て継続的に行う事業による所得は、事業所得となります。
- (2) 事業所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (3) 必要経費になるものは、上記事業の収入を得るために必要な売上原価や販売費・一般管理費その他の費用です。
 - ※ 家内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的 に人的役務の提供を行うことを業務とする人(家内労働者等)の事業所得及び雑所得の必要経費の額の 合計額については、65万円(収入金額を限度とし、他に給与所得がある場合には、給与所得控除額を控 除した残額とします。)まで認められる特例があります。

3 雑所得

- (1) 原稿料や印税、講演料、放送出演料若しくは貸金の利子などで事業所得と認められないもの、生命保険契約等に基づく年金など他のいずれの所得にも該当しない所得又は国民年金、厚生年金、共済年金若しくは恩給(一時恩給を除きます。)などの公的年金等は、雑所得となります。
- (2) 雑所得の金額は、次のイ及び口を合計した金額となります。
 - イ 公的年金等に係る雑所得…収入金額から公的年金等控除額を控除した残額 公的年金等の収入金額に対する公的年金等控除額は次のとおりです。
 - ① 65歳以上の人の公的年金等控除額 ※65歳以上の人とは、昭和36年1月1日以前に生まれた人をいいます。

公的年金等の収入金額 A		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
	330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超	410万円以下	A×25%+27万5,000円	A×25%+17万5,000円	A×25%+7万5,000円
410万円超	770万円以下	A×15%+68万5,000円	A×15%+58万5,000円	A×15%+48万5,000円
770万円超	1,000万円以下	A×5%+145万5,000円	A×5%+135万5,000円	A×5%+125万5,000円
1,000万円超		195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

② 65 歳未満の人の公的年金等控除額

	公的年金等の収入金額 A		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
			1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
ŀ		130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超	410万円以下	A×25%+27万5,000円	A×25%+17万5,000円	A×25%+7万5,000円
	410万円超	770万円以下	A×15%+68万5,000円	A×15%+58万5,000円	A×15%+48万5,000円
	770万円超	1,000万円以下	A×5%+145万5,000円	A×5%+135万5,000円	A×5%+125万5,000円
	1,000万円超		195万5,000円	185万5,000円	175万 5,000円

- ロ 公的年金等以外の雑所得…総収入金額から必要経費を控除した金額
 - ※ 家内労働者等の必要経費の特例については、2(3)※と同様です。

4 配当所得

- (1) 株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外のもの)の収益の分配などに係る所得は、配当所得となります。
- (2) 配当所得の金額は、収入金額からその元本を取得するために要した負債の利子(株式等の取得のために借り入れた負債の利子のうち、その株式等の譲渡所得等に係るものを除きます。) を控除した後の金額となります。
- (3) 配当所得のうち、次のものについては合計所得金額に含まれません。
 - イ 源泉分離課税とされる私募公社債等運用投資信託及び特定目的信託(社債的受益権に限ります。)の収益の分配
 - ロ 確定申告をしないことを選択した②上場株式等の配当等(特定株式投資信託の収益の分配を含みます。)、⑥公募証券投資信託の収益の分配(特定株式投資信託及び公社債投資信託を除きます。)、⑥特定投資法人の投資口の配当等、⑥公募投資信託の収益の分配(証券投資信託、特定株式投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。)、⑥公募特定受益証券発行信託の収益の分配、①特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当(公募のものに限ります。)及び⑧これら以外の配当等で1銘柄について1回の金額が10万円に配当計算期間の月数(最高12か月)を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の配当等

5 不動産所得

- (1) 建物や土地、不動産の上に存する権利、船舶、航空機の貸付けから生ずる所得は、不動産所得となります。
- (2) 不動産の貸付けに際して受け取る権利金や頭金、更新料、名義書換料も不動産所得になります。ただし、借地権などの設定により一時に受ける権利金や頭金などについては、譲渡所得や事業所得になる場合があります。
- (3) 不動産所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した後の金額となります。
- (4) 必要経費になるものは、貸し付けた不動産についての修繕費、損害保険料、租税公課、減価償却費や借入金利子などです。

6 退職所得

- (1) 退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与などの所得は、退職所得となります。また、社会保険制度等に基づく一時金などで退職所得となるものがあります。
- (2) 退職所得の金額は、支払を受ける退職手当等の区分に応じて、次のとおり計算します。 《退職所得の金額》

退職手当等の区分	退職所得の金額	
一般退職手当等の場合	(一般退職手当等の収入金額 – 退職所得控除額)× 1/2	
	① 短期退職手当等の収入金額 – 退職所得控除額≦ 300万円の場合	
短期退職手当等の場合	(短期退職手当等の収入金額 – 退職所得控除額)× 1/2	
短期返帐于 目 于 7 场 百	② 短期退職手当等の収入金額 – 退職所得控除額 > 300万円の場合	
	150万円 + {短期退職手当等の収入金額 - (300万円 + 退職所得控除額)}	
特定役員退職手当等の場合	特定役員退職手当等の収入金額-退職所得控除額	

- (注) 1 一般退職手当等とは、退職手当等のうち短期退職手当等及び特定役員退職手当等のいずれにも 該当しないものをいいます。
 - 2 短期退職手当等とは、短期勤続年数(役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年数については役員等として勤務した期間がある場合には、その期間も含めて計算します。)に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
 - 3 特定役員退職手当等とは、役員等として勤続年数(以下「役員等勤続年数」といいます。)が 5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員勤続年数に対応する退職手当等とし て支払を受けるものをいいます。

≪退職所得控除額≫

勤続年数(A)	退職所得控除額	
20年以下	40万円 × A (80万円に満たない場合には、80万円)	
20年超	800万円 + 70万円 × (A - 20年)	

- (注) 障害者になったことに直接基因して退職した場合の退職所得控除額は、上記により計算した金額 に 100 万円を加算します。
- ※ 一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等のうち2以上の退職手当等がある場合の退職 所得の金額の計算方法については、国税庁ホームページに掲載している『短期退職手当等Q&A』[Q6] をご確認ください。(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0021009-037_01.pdf)

7 1から6以外の所得

その他の所得には、次のようなものがあります。

- (1) 譲渡所得…土地、建物、機械、ゴルフ会員権、金地金、書画、骨とうなどの資産の譲渡による所得
 - (注) 生活に通常必要な動産 (価額が30万円を超える貴金属等及び書画等を除きます。) の譲渡による所得は非課税です。
- (2) 山林所得…山林の伐採又は譲渡(取得の日以後5年以内の伐採又は譲渡を除きます。)による所得
- (3) 一時所得…賞金や懸賞当せん金、競馬・競輪の払戻金(営利を目的とする継続的行為から生じたものを除きます。)、生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、遺失物拾得の報労金などによる所得
- (4) 総合課税又は申告分離課税の対象となる利子所得
 - (注) 源泉分離課税の対象となる利子等は、合計所得金額に含まれません。 また、申告分離課税の対象となる特定公社債等に係る利子等のうち、確定申告をしないことを選択 した利子等は、合計所得金額に含まれません。
- (5) 申告分離課税となる又は申告分離課税を選択した上場株式等の配当等に係る配当所得
 - (注) 確定申告をしないことを選択した配当等は、合計所得金額に含まれません。
- (6) 申告分離課税の適用を受けた一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等 (注) 源泉徴収選択口座を通じて行った上場株式等の譲渡による所得等で、確定申告をしないことを選 択した所得等は、合計所得金額に含まれません。
- (7) 先物取引に係る雑所得等